

STOP！熱中症クールワークキャンペーンー熱中症予防対策の徹底を図ろうー

第96回全国安全週間が始まります（7月1日～7日）

令和5年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施

賃金に関する実態調査への協力をお願い・業務改善助成金のご案内

【労働者派遣事業者の皆さまへ】6/30迄「労働者派遣事業報告書」の提出について

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

両立支援等助成金からのご案内

労働基準監督署職員の作業服が新しくなります！（令和5年4月～）

労働災害発生状況（令和5年5月末時点発生分）

静岡県有効求人倍率（令和5年4月）

STOP！熱中症クールワークキャンペーンー熱中症予防対策の徹底を図ろうー

STOP！熱中症

令和5年5月～9月

クールワークキャンペーン

ー 熱中症予防対策の徹底を図ろうー

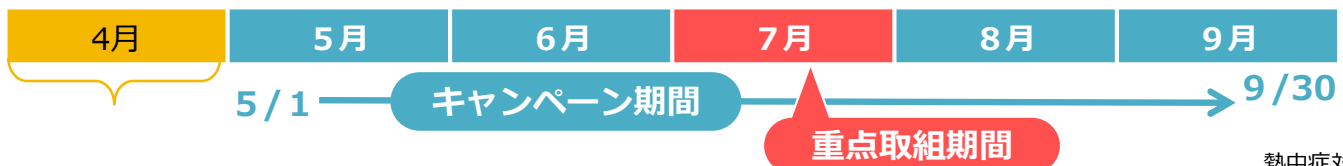
職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう！



チューイ カン吉

暑くなってからでは遅すぎます！早くからの対策を！！

●実施期間：令和5年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



熱中症の応急手当

いつもと違うと思ったら、すぐに**119**番



救急車到着まで

作業着を脱がせ

水をかけ 全身を急速冷却

前日のチェック

- ✓ 仕事前日の飲酒は控えめに
- ✓ ぐっすり眠る
- ✓ 熱中症警戒アラート確認

仕事前のチェック

- ✓ よく眠れたか
- ✓ 食事をしたか
- ✓ 体調は良いか
- ✓ 二日酔いしていないか
- ✓ 熱中症警戒アラート確認

仕事中のチェック

- ✓ 単独作業を避け、声をかけ合う
- ✓ 監督者は現場パトロール
- ✓ 水分・塩分の補給
- ✓ こまめに休憩



詳しくはコチラ



熱中症対策事例紹介



厚生労働省熱中症ポータルサイト



第96回全国安全週間が始まります（7月1日～7日）

～ 令和5年度 全国安全週間スローガン ～ 高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

今年も、6月を準備期間として、7月1日より全国安全週間が始まります。

昨年（令和4年）の静岡県内における労働災害で亡くなった方は30人と、一昨年に比べ7人増えており、憂慮すべき状況です。

また、**転倒災害は依然として多く、建設業における死亡災害の増加、外国人労働者に対する労働災害防止対策等**、新たな問題や課題も浮上してきています。さらにこれからの時期は、**熱中症への警戒**も必要です。

静岡労働局では全国安全週間中のパトロールを強化するなどの取組を進めてまいります。

ご安全に！！



スローガン
高める意識と安全行動
築こうみんなのゼロ災職場

第96回
全国安全週間
令和5年 7月1日(土)～7日(金)
準備期間：令和5年6月1日(木)～30日(金)

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会
【協賛】建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会

令和5年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施

厚生労働省では、全国の大学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施します。

なお、本キャンペーンは平成27年度から実施しており、本年度で8回目となります。

学生向けの身近なクイズを通じて必要な知識を得るためのリーフレットの配布や大学等での出張相談などを実施します。

<厚生労働省ホームページ>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24965.html



事業主のみなさんへ
アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャンペーン中です

～事業主として一度考えてみませんか？アルバイトのこと～

- アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？
※労働条件が不明な場合は、メール等（プリントアウト）などの方法で確認してください。
- 勤務シフトは適切に設定されていますか？
※学生の場合は、学業と両立できるよう配慮していますか？
- アルバイトについても、労働時間を適正に把握していますか？
- アルバイトに、商品を強制的に購入させていたりいませんか？
- アルバイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償などを定めたりしていませんか？

こうも心に書くぞ！
ポータルサイト
確かめよう 労働条件

賃金に関する実態調査への協力をお願い・業務改善助成金のご案内

厚生労働省では、5月～7月にかけて、①賃金改定状況調査・②最低賃金に関する基礎調査・③賃金構造基本統計調査を実施しています。

①、②は中小企業の賃金に関する実態を調査するもので、最低賃金審議会において最低賃金額の決定及び改正等を審議するための極めて重要な資料として活用されており、③は法に基づく基幹統計調査として、労働者の賃金等の実態を明らかにするもので、国のみならず民間においても、極めて重要な基礎資料として活用されております。

調査対象となりました事業所の皆様には、お忙しいところ誠に恐縮ですが、各調査に設定されております期限までに、御報告いただきますよう御協力の程よろしくお願い申し上げます。

※いずれの調査も郵送により実施します。また、ご回答いただいた内容について電話で確認させていただくことがございます。

※調査結果について、統計以外の目的に使用されることは一切ありません。

★業務改善助成金のご案内

中小企業・小規模事業者の皆様が、生産性向上を図り、事業場内の最低賃金の引上げを支援するため、業務改善助成金を本年度も用意しております。

※問い合わせ：業務改善助成金コールセンター：☎ 0120-366-440

申請先：静岡労働局雇用環境・均等室



令和5年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

※申請期間：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）と静岡県最低賃金との差額が30円以内である中小企業事業者が、事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ + 設備投資等（機械設備導入、コンサルティング、人材育成、教育訓練など） = 業務改善助成金を支給（最大600万円）

助成上限額（万円）（内は30人未満事業場） 助成率 3/4（生産性要件を満たせば4/5）

引き上げる労働者数	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2～3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4～6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上（※）	120(130)	180	300	600

（※）10人以上はコロナの影響で売上高が15%以上減少又は労働生産率により利益率が3%以上低下した小規模事業者のみ対象

業務改善助成金

検索

【労働者派遣事業者の皆さまへ】6/30迄「労働者派遣事業報告書」の提出について

■ 概要

派遣許可を受けた事業主の皆さまは、事業報告書の提出をお願いします。また、法第30条の4第1項の労使協定を締結した派遣元事業主の皆さまは、事業報告書の提出の際、当該協定の写しを添付をお願いします。（当該協定において就業規則や賃金規定等を引用している場合は、就業規則や賃金規定等の該当箇所も併せて添付して下さい。）。

■ 報告期限

毎年6月30日まで＜令和5年度は6月30日（金）まで＞

■ 根拠法令

労働者派遣法第23条

■ 様式・記載例

静岡労働局HPホーム＞各種法令・制度・手続き＞法令・様式集＞主要な様式については「こちら」

■ 注意事項

派遣実績がない場合でも提出は必要です。

☎ お問い合わせ先

静岡労働局 職業安定部 需給調整事業課 電話番号：054-271-9980



派遣業務要領・様式集
二次元コード

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

「誰もが活躍できる職場づくりを進めよう ～外国人雇用はルールを守って適正に～」

厚生労働省では、この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主や国民を対象に、労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行っていきます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。



誰もが活躍できる職場づくりを進めよう
～外国人雇用はルールを守って適正に～
6月は「外国人労働者問題啓発月間」

外国人を雇用している事業主の皆さん
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- ✓ 国で定められている公平な採用選考を行っていますか？
- ✓ 労働法を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- ✓ 日本語教育や生活・職歴上の相談に答えていますか？
- ✓ 安易な解雇はしていませんか？
- ✓ 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ外国人雇用状況届出を出していますか？

※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

厚生労働省

両立支援等助成金からのご案内

仕事と不妊治療の両立を支援！ ➡ 不妊治療両立支援コース

企業には、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められています。

不妊治療と仕事との両立に資する職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主の皆さまを支援する助成金の活用をお願いします。

※労働者が休暇制度・両立支援制度を利用した場合に活用できます。
＜厚生労働省ホームページ＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html



新型コロナウイルス感染症対策！ ➡ 育児休業等支援コース （新型コロナウイルス感染症対応特例）

令和5年4月より、新型コロナウイルス感染症への対応として、「両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））」が始まりました。

この助成金は、小学校等に通う子どもが新型コロナウイルス感染症の影響により学校を休むことが必要となったことで、子供の世話をを行うために会社を休まなければならなかった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇を除く有給の休暇を取得させた事業主を支給対象とした助成金となります。

＜厚生労働省ホームページ＞ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20699.html



労働基準監督署職員の作業服が新しくなります！（令和5年4月～）

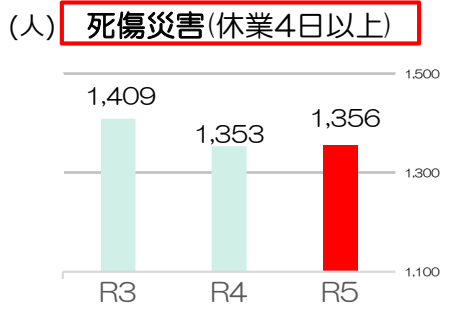
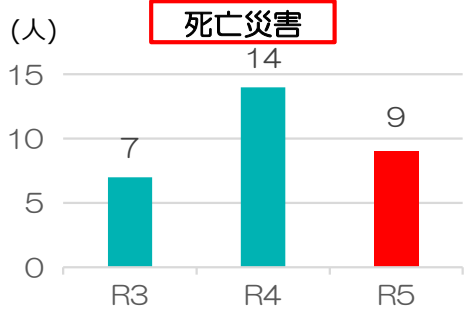
- 労働基準監督署で勤務する職員が着用している作業服がリニューアルされました。
- 色やデザインが従来のものと大きく変わっています。
- なお、リニューアルは順次行われていきますので、リニューアル前の作業服を着用している職員もおりますので、ご承知おきください。



※詳細は下記のHPをご覧ください
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index_00002.html



労働災害発生状況（令和5年5月末時点発生分）（新型コロナウイルス感染症罹患分は除く）



令和5年5月末時点における県内の死亡災害は9人で前年同期に比5人減少、死傷災害については1,356人で前年同期に比べ3人増加しています。

死亡災害については、5人が建設業、2人が製造業における災害です。また、死傷災害では、347人が「転倒」により被災し、全体の約25%を占めており、最も多い事故の型になっています。つきましては、右の「ぬかづけ運動」を参考にいただき、ハード・ソフト面からの転倒災害防止対策を進めていただきますようお願いいたします。

ぬれた場所

床の水たまりや水、油、粉類など**危険な状態**をみつけ、対策を講じていますか？

かいだん

階段や段差のある場所など、転倒**リスクの高い箇所**に対して対策を講じていますか？

かたづけ

身の回りの整理整頓など、日々、作業への**意識づけ**、教育などを行っていますか？

運動

ストレッチや転倒予防体操など運動を行って、転倒しにくい体づくりに努めましょう！

毎日の**ぬかづけ運動**

ぬかづけ運動

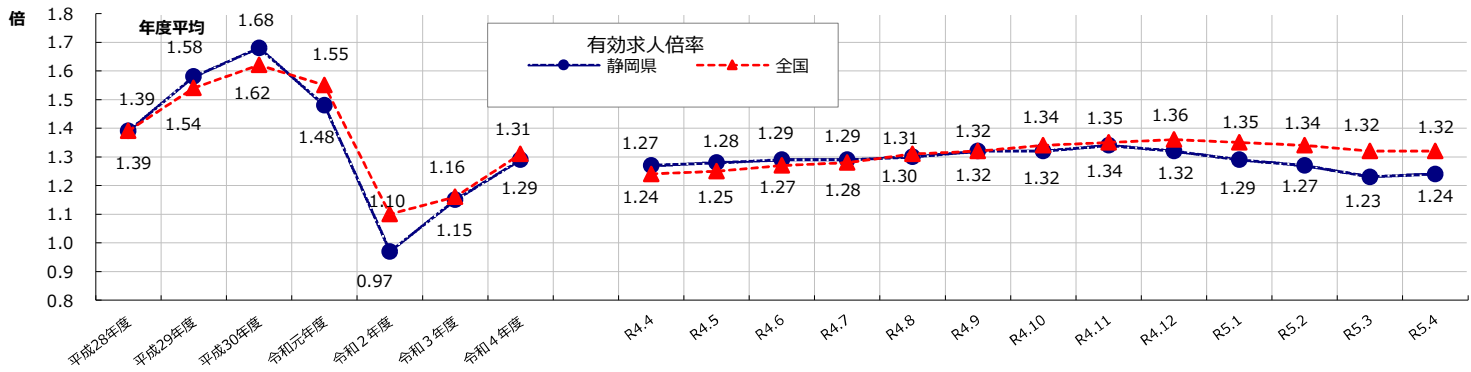
検 索

https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei.html

静岡県有効求人倍率（令和5年4月）

＜雇用情勢の概況＞

県内の雇用情勢は、改善の動きに落ち着きがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用と与える影響に注意する必要がある。有効求人倍率（季節調整値）は1.24倍(全国31位) となり、前月を0.01ポイント上回った。



※詳細は静岡労働局HPをご覧ください
https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/jirei_toukei/shokugyou_shoukai/toukei/toukei01_00002.html

